

医療法人地塩会 介護老人保健施設 夢の里

運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、医療法人地塩会が開設する介護老人保健施設夢の里(以下「当施設」という)において実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施をする。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第2条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 夢の里
- (2) 開設年月日 平成6年6月13日

- (3) 所在地 高知県南国市岡豊町中島 1521-1
- (4) 電話番号 088-866-6666 FAX 番号 088-866-6783
- (5) 管理者名 施設長 嶋崎秀樹
- (6) 介護保険事業所番号 3950480024

(従業者の職種、員数)

第5条 従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人 (常勤)
- (2) 医師 1人以上 (常勤、他の併設事業と兼務)
- (3) 看護師又は准看護師 8人以上 (常勤換算)
- (4) 介護職員 20人以上 (常勤換算)
- (5) 支援相談員 1人以上 (常勤)
- (6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算法で1人以上 (常勤換算、他の併設事業と兼務)
- (7) 管理栄養士 1人以上 (常勤)
- (8) 介護支援専門員 1人以上 (常勤)
- (9) 薬剤師 実情に応じた適当数
- (10) 調理員 実情に応じた適当数
- (11) 事務員 実情に応じた適当数

2 前項に定めるものの他、必要に応じ従事者の増員又はその他の従事者をおくことができる。

(職務内容)

第6条 従業者の職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかる。
- (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを実施し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行い、利用者の病状及び心身の状況と嗜好に応じて栄養計画を立てるとともに、必要な助言を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- (9) 薬剤師は、医薬品の鑑定・保存・調剤・交付に関する業務を行う。
- (10) 調理員は、献立に基づく調理全般に関する業務を行う。
- (11) 事務員は、施設の運営及び管理に関する事務全般の業務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、94人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 利用者に提供するサービスの内容は次の通りとする。

- (1) 介護老人保健施設の人員体制とする。
- (2) リハビリテーションに関するサービスを提供する人員体制とする。
- (3) 管理栄養士により、栄養の管理、栄養ケア・マネジメント体制の提供を行う。
- (4) 利用者の心身の状況及び病状を適切に把握し、療養上必要な診療、看護、介護、リハビリテーションその他のサービスを提供する。また、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。
- (5) サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づいて行うものとし、早期の家庭復帰を期するように努める。
- (6) 施設サービス計画の実施に当たっては、利用者又は扶養者に対し説明を行い、同意を得る。
- (7) 利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価を行う

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、理美容代、行事費、健康管理費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額の支払いを受ける。

(施設利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、共同生活の秩序を保つため、療養中においては施設が定める利用上の留意事項に従わなければならない。

- (1) 面会時間は、8時30分～17時30分とする。
- (2) 外出・外泊は、事前に連絡の上外出・外泊届を提出する。
- (3) 飲酒・喫煙とも医師の確認を必要とする。所定の場所以外での喫煙は禁止とする。
- (4) 不要な所持品等の持ち込みは、制限する場合がある。
- (5) 金銭・貴重品の管理は利用者及び家族で行う。多額の現金や貴重品は持ち込まない。盗難、紛失の場等は施設での責任は負わない。
- (6) 施設内で購入する物品および散髪代、行事費などは原則現金での支払いとする。
- (7) 外泊時等の施設外での受診や他の病院・調剤薬局から処方を受ける場合は事前に連絡すること。
- (8) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(医療機関との連携)

第11条 当施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合や新興感染症発生時等に、医療機関と連携し、より適切な対応を行う体制を確保するために以下に掲げる事項を実施する。

(1) 以下の要件を満たす協力医療機関を定める

- ① 利用者の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
- ③ 利用者の急変が生じた場合において、施設医師又は協力医療機関その他医療機関の医師

が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

- (2) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について指定権者に提出する
- (3) 利用者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合は速やかに再入所できるよう努める
- (4) 新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法の協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決める様に努める。また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合は、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議をする。

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第13条 当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成

し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して災害対策教育、避難訓練を実施する。

① 災害対策教育及び避難訓練（火災・地震・津波・水害）……2～4 か月に1回
（うち1回は水害を想定した訓練を行う）

② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

③ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第16条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催、及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（職員の服務規律）

第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（介護サービス及び職員の質の確保）

第19条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。また、介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図るために必要な措置を講じる。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する物、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する。

(職員の勤務条件)

第 20 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人地塩会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 当施設職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第 22 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、厳正に処するものとする。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととする。
- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - (2) 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携。
 - (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
 - (5) 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

(苦情の申出及び処理)

第 23 条 利用者又は家族からの、提供した施設サービスに関する要望または苦情について、管理者、支援相談員又は他の相談窓口に応じることができ、また、備え付け用紙によりご意見箱に投函して申し出ることできる。その要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応する。また、その内容を記録し、今後のサービスの質の向上に努める。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 24 条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。
- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、

プライバシーポリシー、防災対策マニュアルについては、施設内に掲示する。

- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人地塩会理事会が定めるものとする。

(付則) この規程は平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。